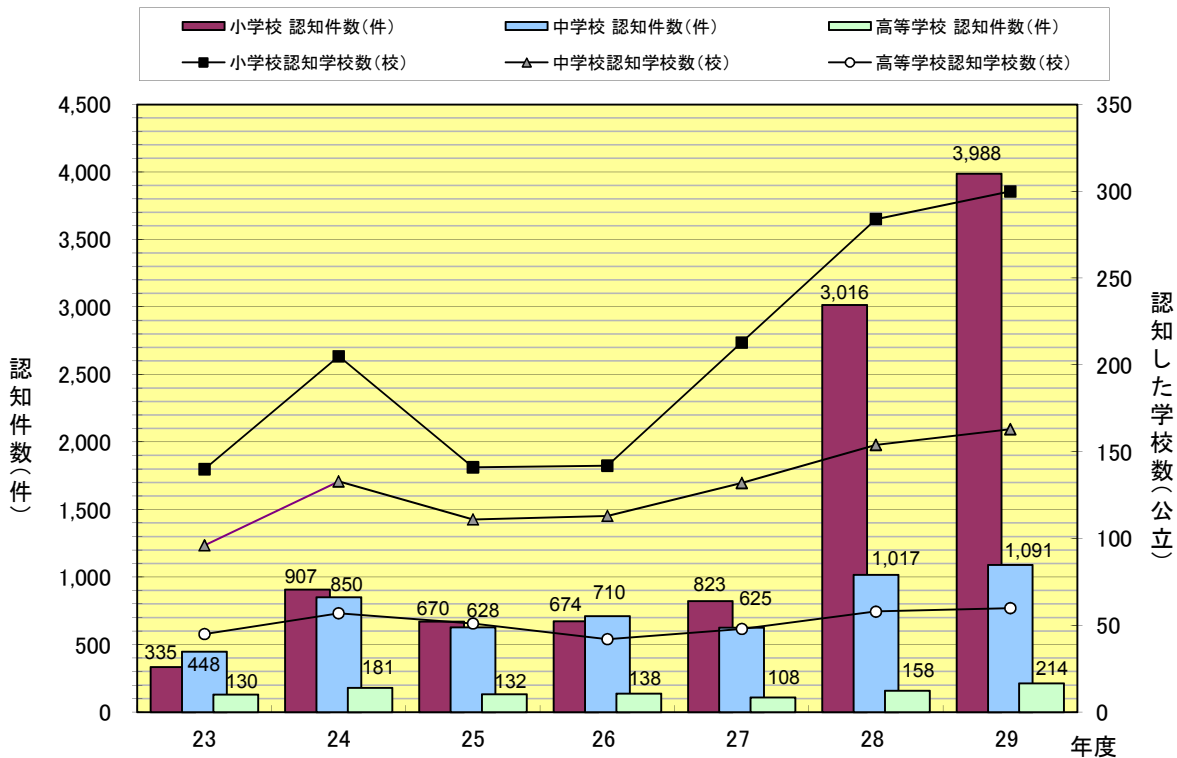


平成29年度 いじめの状況について

心の支援課

1 校種別認知件数及び認知した学校数の推移(国公立・小中高特別支援学校)



年度		23	24	25	26	27	28	29
小学校	認知した学校数(公立)	140	205	141	142	213	284	300
	認知件数(件)	335	907	670	674	823	3,016	3,988
	前年度増減(件)	▲77	572	▲237	4	149	2,193	972
中学校	認知した学校数(公立)	96	133	111	113	132	154	163
	認知件数(件)	448	850	628	710	625	1,017	1,091
	前年度増減	▲37	402	▲222	82	▲85	392	74
高等学校	認知した学校数(公立)	45	57	51	42	48	58	60
	認知件数(件)	130	181	132	138	108	158	214
	前年度増減(件)	▲38	51	▲49	6	▲30	40	56
特別支援学校	認知した学校数(公立)	1	5	7	5	7	6	8
	認知件数(件)	1	22	25	23	11	23	36
	前年度増減(件)	▲1	21	3	▲2	▲12	12	13
合計	認知した学校数(公立)	282	400	310	302	400	502	531
	認知件数(件)	914	1,960	1,455	1,545	1,567	4,214	5,329
	前年度増減(件)	▲153	1,046	▲505	90	22	2,647	1,115
1,000人あたりの認知件数(件)	県	3.7	8.0	5.9	6.3	6.5	17.8	22.8
	全国	5.0	14.3	13.4	13.7	16.5	23.8	30.9

- (注) 1 調査名：文部科学省「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
：長野県調査「平成29年度いじめの状況調査」
2 高等学校においては、平成25年度から全日制・定時制課程に加え、通信制課程を調査対象とした。
3 平成29年度調査対象校：県内国公立、小中高特別支援学校計714校

・平成28年度調査より新たに「けんかやふざけ合い」も児童生徒の感じる被害性に着目、認知することになった。心身の発達段階で友人との遊びや学習活動の中で衝突を繰り返し、折り合いをつけていくことを体験することの多い小学校での認知件数が増加してきている。
・国・公・私立の小・中・高等学校におけるいじめの認知件数は、小学校3,988件(前年度比972件増)、中学校1,091件(前年度比74件増)、高等学校214件(前年度比56件増)、特別支援学校36件(前年度比13件増)である。

2 いじめ認知件数の学年・男女別内訳(公立)

[単位:件]

	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計			
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	計	
小学校	435	316	400	343	339	252	403	278	364	282	316	243	2,257	1,714	3,971	
中学校	326	229	190	153	88	92							604	474	1,078	
高等学校	63	53	33	18	13	18							109	89	198	
特別支援学校	小学部	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	中学部	0	0	0	0	0	0							0	0	0
	高等部	13	2	6	4	8	2							27	8	35
合 計													2,998	2,285	5,283	

3 いじめ発見のきっかけ(公立)

[単位:件、%]

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計(件)	構成比%	
						県	全国
本人からの訴え	1,273	321	100	9	1,703	32.2	18.0
アンケート調査などの学校の取組により発見	1,107	301	25	0	1,433	27.1	52.8
本人の保護者からの訴え	567	177	24	3	771	14.6	10.2
学級担任が発見	552	101	9	22	684	13.0	11.1
他の児童生徒からの情報	267	70	17	1	355	6.7	3.4
学級担任以外の教職員が発見	76	59	10	1	146	2.8	2.3
他の保護者からの情報	96	21	7	0	124	2.4	1.4
養護教諭が発見	17	17	5	0	39	0.7	0.4
学校以外の関係機関からの情報	9	8	0	0	17	0.3	0.2
地域の住民からの情報	5	1	0	0	6	0.1	0.1
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	1	2	1	0	4	0.1	0.2
その他(匿名による投書など)	1	0	0	0	1	0.0	0.1
計	3,971	1,078	198	36	5,283	100	100

(注) 構成比については、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

4 いじめの態様(複数回答)(公立)

[単位:件、%]

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計(件)	構成比%	
						県	全国
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	2,284	706	103	18	3,111	58.9	62.3
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	914	178	27	6	1,125	21.3	21.0
仲間はずれ、集団による無視をされる。	498	158	15	0	671	12.7	14.1
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	243	59	17	1	320	6.1	7.6
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	229	71	20	2	322	6.1	5.8
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	208	49	7	7	271	5.1	5.8
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	20	82	45	6	153	2.9	3.0
金品をたかられる。	27	13	4	0	44	0.8	1.2
その他	190	37	9	1	237	4.5	4.2
計	4,613	1,353	247	41	6,254	118.4	125.0

(注) 構成比については、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

5 いじめの現在の状況(国公私立・小中高特別支援学校)

[単位:件、%]

区 分	件 数	構成比%	
		県	全国
解消しているもの*	4,674	87.7	85.8
解消に向けて取り組み中	638	12.0	13.9
その他(保護者の転居等で一定の人間関係が解消)	17	0.3	0.3
計	5,329	100.0	100.0

* 解消しているもの…3ヶ月を目安とした相当期間いじめの行為が止んでいる状態

・学年別のいじめの認知件数は、小学校1年生、小学校2年生の順に多い。男女別では小学校1年生男子、小学校4年生男子の順に多い。

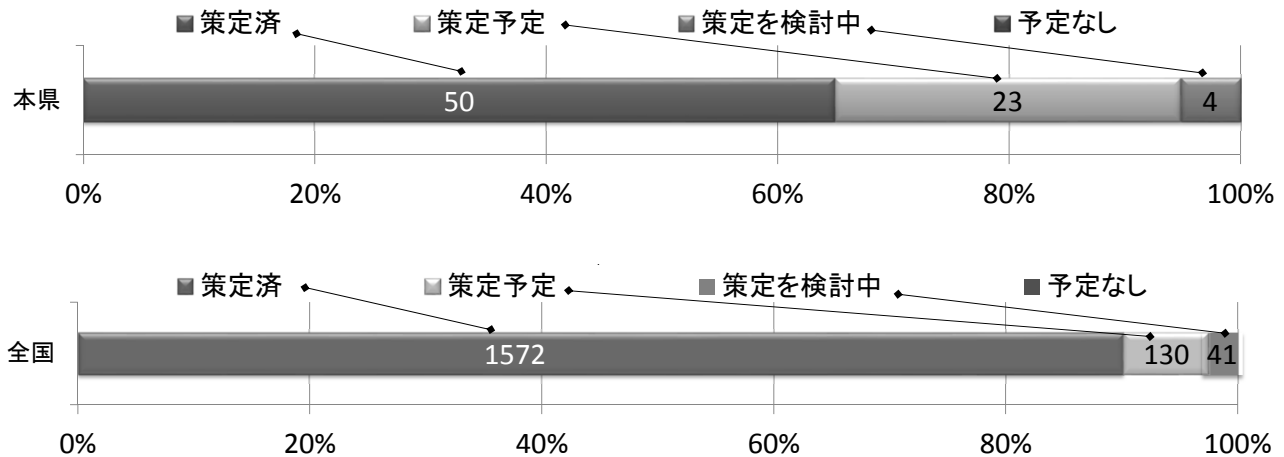
・いじめ発見のきっかけでは、「本人からの訴え」32.2%、「アンケート調査など学校の取組により発見」27.1%の順に多い。

・いじめの態様では「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」58.9%、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」21.3%の順に多い。

・いじめの現在の状況では、87.7%が解消されている。

6 「地方いじめ防止基本方針」策定状況 (県内77市町村 H30年3月31日現在)

棒グラフ内の数は市町村数を示す



・「地方いじめ防止基本方針」を策定済みの市町村は50市町村(64.9%)。前年度比11市町村増。

・国(90.2%)に比べ、低い策定率である。

7 現状と取組の方向性

(1) 現状

- ・ いじめの認知件数、認知校数は、すべての校種において増加
- ・ いじめ防止対策推進法に則ったいじめの積極的な認知が進み、認知件数は 1,115 件増加

(2) 取組の方向性

いじめは「どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」ととらえ、『長野県いじめ防止等のための基本方針』（平成 30 年 3 月改定）に基づき、いじめの積極的認知を進めて、いじめ解決のため適切に対処する。

① いじめが起きにくい・いじめを許さない集団づくり（未然防止の取組）

- ・ 道徳の特別教育化の趣旨を踏まえた、いじめ防止教育の徹底
- ・ 児童会・生徒会活動等による児童生徒の自主的・主体的取組の推進（いじめ防止子どもサミット NAGANO）
- ・ インターネット利用における情報モラル教育や生徒による自主的なルールづくりの推進（高校生 ICT カンファレンス長野）

② いじめが重大な事態に発展することを防ぐ（早期発見・早期対応の取組）

- ・ 積極的ないじめの認知と、組織による適切な対応を継続
 - ※重大な事態に発展しないよう、すべての教職員が「いじめ防止対策推進法」における「いじめの定義」を再確認し、軽微ないじめであっても積極的に把握し、初期対応に心がける
 - ※学級担任だけでなく複数の職員の目で見守る校内体制の整備を推進
- ・ 相談しやすい体制の充実
 - ※「スクールカウンセラー事業」の拡充による予防的な支援および学校外で相談を受ける体制の検討
 - ※「SOS の出し方に関する教育」の推進
 - ※SNS（LINE 等）の活用により、「相談したい気持ち」に応える相談体制の本格実施

③ 「重大事態」への対応

- ・ いじめの「重大事態」が疑われるときは、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月文科省）、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月文科省）に基づく適切な対応
- ・ 被害（加害）児童生徒及びその保護者に対するきめ細やかな支援（指導・助言）

④ 各自治体における「地方いじめ防止基本方針」の策定の推進

- ・ 各自治体は「いじめ防止基本方針」を策定し、その地域の実情に応じ適切な対応を進めていく
県は策定が進んでいない自治体に対し、今後も指導助言を行う